

# 日本機械学会材料力学部門一般表彰規定

1999(平成11)年 2月16日制定

2004(平成16)年 7月13日改正

2017(平成29)年 3月31日改正

## 〔目的〕

1. 日本機械学会材料力学部門の活性化と材料力学分野における研究・開発の発展を図るため、日本機械学会材料力学部門一般表彰を設ける。

## 〔表彰〕

2. 材料力学部門一般表彰は、材料力学部門に関連する学術講演、企画運営、国際交流、技術開発などの活動を通して、わが国の機械工学・工業の発展に寄与し、その貢献が大きいと認められた個人または団体を表彰する。
3. 表彰を受ける個人または団体は、原則として、日本機械学会会員とし、外国人、外国団体である場合も対象とする。
4. 表彰は部門長名により行い、個人表彰の場合は当該個人に表彰状を贈り、団体表彰の場合は当該団体に表彰状を贈る。
5. 表彰は、原則として、年1回とし、部門企画の集会事業に併せて行う。

## 〔表彰の種類および対象となる内容〕

6. 一般表彰の種類と対象となる内容は次のとおりとする。

優秀講演表彰：材料力学部門が主催する集会事業、または材料力学部門が主催あるいは共催する国際集会事業における優れた発表内容またはプレゼンテーションを対象とし、主として大学院生を含む若手の研究者・技術者に贈る。

優秀企画表彰：材料力学部門が主催する集会事業、または材料力学部門が主催あるいは共催する国際集会事業において、優れた企画を提案し、当該事業の活性化に大きな貢献をした個人または団体に贈る。

国際交流表彰：材料力学部門が関係する国際集会事業の開催、または海外研究者や研究団体との材料力学関連の学術交流において、大きな貢献をした個人または団体に贈る。

優秀技術表彰：新技術、新製品、システムの開発において、材料力学およびその関連分野の立場から大きな貢献をした個人または団体に贈る。

## 〔推薦方法および告示方法〕

7. 優秀講演表彰については、集会事業における実行委員会などが表彰候補の推薦を行う。表彰候補の推薦方法については当該実行委員会などにおいてこれを定める。  
優秀講演表彰を設ける場合には、実行委員会などはあらかじめ部門運営委員会に承認を求めるものとし、必要事項をニュースレターやインフォメーションメールなどにより告示する。
8. 優秀企画表彰、国際交流表彰、優秀技術表彰の受賞候補者の推薦は自薦または他薦とする。部門運

営委員会はインフォメーションメールなどにより推薦の方法，時期を告示する。

〔選考〕

9. 優秀講演表彰については，集会事業における実行委員会が表彰者の選考を行う。表彰者の決定は部門運営委員会が行うものとする。
10. 優秀企画表彰，国際交流表彰，優秀技術表彰については，部門運営委員会が選考委員会を組織し，表彰者の選考を行う。表彰者の決定は部門運営委員会が行うものとする。  
選考委員会は委員長，幹事各1名および委員若干名をもって構成する。委員会の構成員は，部門長の推薦により部門運営委員会の承認を経て委嘱する。委員会の構成員は，委員長を除いて，委嘱期間中の公表は行わない。
11. 部門長は，表彰内容が確定次第，表彰の名称，表彰の時期，表彰者名簿などを部門協議会を経て理事会に報告する。
12. 一般表彰の当該年度の件数は，各表彰を合わせて10件程度とする。

〔一般表彰の英文名称〕

13. 各表彰の英文名称は次のとおりとする。

優秀講演表彰：Materials & Mechanics Division,  
Certificate of Merit for Best Paper and Presentation

優秀企画表彰：Materials & Mechanics Division,  
Certificate of Merit for Best Planning and Management

国際交流表彰：Materials & Mechanics Division,  
Certificate of Merit for International Activity

優秀技術表彰：Materials & Mechanics Division,  
Certificate of Merit for Technological Achievement

〔その他〕

14. 一般表彰に関する諸経費は部門費より支出する。
15. 本規定を変更しようとするときは，部門運営委員会の議を経てその承認を得た後，部門協議会ならびに理事会に報告しなければならない。